

# 鳥取縣公報

昭和二十三年十一月五日  
第千九百五十八号 金曜日

## 條例

### ◆鳥取縣條例第六十六号

昭和二十二年十月鳥取縣條例第三十三號鳥取縣特選牝馬  
検査條例を次のように改め公布の日からこれを施行する

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣特選牝馬検査條例中改正條例

第二條中「六拾円」を「百円」に「拾円」を「貳拾円」  
に改める。

## 規則

### ◆鳥取縣規則第七十八号

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十號鳥取縣特選牝馬檢  
査規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林道開設事業補助規則

鳥取縣林道開設事業補助規則を次のように定める。

第五條中「若しくは馬の傳染性貧血」を削る  
第十五條中「鳥取縣馬匹組合」を削り「地方事務所」を  
加える

### ◆鳥取縣規則第七十九号

第一條 知事は、森林資源の保護と林産物の生産を確保  
するため、この規則の定めるところにより毎年度予算

の範圍内において補助金を交付する。

**第二條** 補助金は、左に掲げる施設に關し森林組合又は、市町村（以下施行主体といふ。）が行う費用につき施行主体にこれを交付する。

### 一、奥地林開発林道の開設

#### 二、幹線林道の開設

三、奥地林開発林道又は、幹線林道以外の林道（以下一般林道といふ。）の開設及び貯材設備

**第三條** 補助金は、第二條の規定による費用の中、直接

工事に要する費用に対し、左に掲げる標準によりその費用の多寡、事業の難易、成績の良否を斟酌してこれを定める。

一 第二條第一号及び第二号の施設にあつては、その費用の十分の八以内

二 第二條第三号の施設にあつては、その費用の十分の五以内

**三** 第二條第三号の施設に対する補助金は、第四條の規定による生産計画の材積が、その森林蓄積の十分の二以下の五以内

**第七條** 工事が竣工したときは、遅滞なく様式第二号の届を知事に提出しなければならない。

**第八條** 補助の指令を受けその後申請書に記載した事項を変更しようとする者は、事由を詳具し様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

**第九條** 知事は、必要があると認めたときは、事業の変更を命じ又は、施行上必要な事項の指示をすることがある。

**第十條** 知事は、施行主体に対し、工事の出来高に相当する補助金の十分の八以内の仮拂をすることがある。  
前項の規定による補助金の仮拂は、金額三十万円以上の工事であつて工事の出来高十分の三以上が成功した場合に限り左の区分による。

一 三十万円以上 一回

二 五十万円以上 二回

三 百万円以上 三回

**3** 第一項の仮拂を受けようとする者は、様式第三号の請

求書に様式第四号の届を添えて知事に提出しなければならない。

**第十一條** 天災その他正当の事由により期間内に工事を竣工することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を報告し知事の指示を受けなければならない。

**第十二條** この規則によつて施行した施設は、その施行主体において維持管理しなければならない。

**2** 知事が維持管理上必要と認め指示したときは、これに従わなければならぬ。

**第十四條** 左の各号の一に該当するときは、知事は補助の指令を取り消し又は、既に交付した補助金の全部若しくは、一部の返還を命ずることがある。

一、この規則に違反したとき  
二、補助金交付の條件に違反したとき

上であつて事業施行年度又は、その翌年度に於て生産供出することが確實と認められる場合に交付する。

**第四條** 施行主体は、第二條の施設によつて開発される森林に対し、林産物の年度別生産計画を樹てなければならぬ。

**2** 前項の生産計画は、第二條第一号及び第二号の場合は、その森林の施業案を昭和十五年農林省訓令第四号民有林施業案規程及び昭和二十二年農林省訓令第十二号民有林施業案の簡捷に関する件に準じて編成しなければならない。

**第五條** 知事は、第二條の規定による施設によつて開発された森林の立木を所有する者、その他立木の処分に關し権原を有する者に對し、昭和二十二年農林省令第十八号木材薪炭生産規則によつて農林大臣の定める基準に基いて、立木の伐採又は、壳渡を指示することがある。

**第六條** 補助金の交付を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。



計

## 記載上の注意事項

(一) 施行主体名は、森林組合の場合は、森林組合長市町村の場合は、市町村長とする。

(二) 奥地林開発林道とあるは、第二條第二号の場合は、幹線林道同様第三号の場合は、一般林道とよみかえるものとする。

(三) (ろ) 事業收支計画の抄本とあるは、施行主体が市町村の場合は、関係議会の議決書及び予算書の抄本とよみかえるものとする。

(四) 事業内容中貯材設備の場合は牛馬道とあるは、車道木馬道とあるは、木馬道である。

(五) 貯材設備延長とあるは、面積とよみかえるものとする。

事業内容が当該申請に林道を伴わない貯材設備の場合は、その関連する路線名を朱書きするものとする。

## 様式第一号(規則第七條の届)

年 月 日

施行主体名

印

知事宛

昭和 年度奥地林開発林道の開設補助事業竣工届

昭和 年 月 日受林第 号を以て指令になりました首題の件左記の通り一部竣工したから御届け致します

及び記載上の注意事項中(一)(二)及び(四)を適用する。

## 記載上の注意事項

様式第一号の左記(四参考事項は、記載の要なし)及び記載上の注意事項中(一)(二)及び(四)を適用する。

00195

（一） 様式第三号(規則第十條の請求書)

補助金仮拂請求書

一金 円也

これは、昭和 年 月 日受林第 号を以て指令になりました昭和 年度奥地林開発林道の開設補助事業金 第 回分の仮拂金であつて

金 円(朱書き)前回迄受領済、尙金 円(朱書き)

追て御下附の金額

右仮拂相成たく請求致します。

年 月 日

施行主体名

知事宛

昭和 年度奥地林開発林道の開設補助事業一部竣工届

昭和 年 月 日受林第 号を以て指令になりました首題の件左記の通り一部竣工したから御届け致します

及び(四)を適用する。

(二) 様式第一号記載上の注意事項中(一)(二)及び(四)を適用する。

(三) 貯材設備の場合は、路線名とあるは、貯材設備名とよみかえるものとする。

（四） 様式第一号記載上の注意事項中(一)(二)及び(四)を適用する。

（五） 様式第四号(規則第十條の届)

施行主体名

年 月 日

記載上の注意事項

告示

島取縣公報

第十九百五十八號

昭和二十三年十一月五日

(第三種郵便物認可)

七

◇鳥取縣告示第五百四十九号

昭和二十一年鳥取縣告示第四百十七号林道開設事業補助

00196

監督規程は、昭和二十三年九月三十日限りこれを廃止する。

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◆鳥取縣告示第五百五十号

昭和二十三年特選牝馬検査を次のように行なうから、  
検査を受けようとするものは、最寄の検査場所へ、現畜  
をひき出さなければならない。

なほ昨年の検査で指定されたものはその指定証明書を、  
その外のものは産駒証明書を携帯すること。

昭和二十三年十一月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 特選牝馬検査日割

検査場所	検査日時
日野郡石見村（種付所）	十一月二十四日午後一時
同 多里村（同）	同 二十五日午前十時
同 山上村（同）	同 二十六日同
同 米澤村（同）	同 二十七日同

農業資材配給規則第十條の規定により指定農業資材の卸  
売業の登録申請のあつた次の者に対し昭和二十三年十月  
五日附をもつて登録票を交付した。

昭和二十三年十月一五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◆鳥取縣告示第五百五十一号

氏名	営業所	取扱品目	区域
株式会社 訓田機械製作所	鳥取市東品治町 支店	前田式動脱 瑞光式糾摺機	全縣内
竹内製作所	米子市耗町一丁目	前田式精米機	以下
西島徳治	鳥取市川外大工町 東京都北区 中十條三ノ三二	農用瓦斯發生装置	同
伊藤農機店	同行徳六七ノ一 行徳三ノ一〇	農業用噴霧機 小川犁 久保田溝浚器	水田中耕除草機
佐々木商会	勝見六八七ノ六	ヤマナ犁 サトウ人脱	ヤマナ動力耕轉機 井関動脱
北陸國神	古見	モノル動脱 サトウ級摺機	サカイ碎土器 井河原水田中耕除草機
龍川精米機	ヒシ三、藁切機	井河原人脱 カワベ人脱	カワベ動脱 龍虎糾摺機
北陸國神	清水精米機	英式藁打機 栗原繩ない機	英式藁打機 井澤動脱
飯田製粉機	丸	永田精米機 ヤンマー糾摺機	永田精米機 アキツ動脱
佐々木商会	氣高郡浜村町大字	柴田水田中耕除草機 同 動脱	柴田水田中耕除草機 藤井新潟
安野唐箕	中田	益田精米機 ヤンマー糾摺機	益田精米機 ホーリー動脱
報徳繩ない機	七	中田	中田
カンリウ精米機			

同 日光村（役場前） 同 二十九日同

西伯郡幡鄉村（種付所） 同 三十日同

日野郡八郷村（同） 同 十二月一日同

西伯郡大和村（同） 同 二日同

西伯郡赤崎町（同） 同 八日同

同 浦安町（同） 同 九日同

岩美郡宇倍野村（小学校） 同 十日同

同 津ノ井村（役場前） 同 十一日同

同 倉吉町（同） 同 十二日同

同 津ノ井村（役場前） 同 十三日同

## ◆鳥取縣告示第五百五十一号

農業資材配給規則第十條の規定により指定農業資材の卸  
売業の登録申請のあつた次の者に対し昭和二十三年十月  
五日附をもつて登録票を交付した。

昭和二十三年十月一五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00198

前田 幸

東伯郡倉吉町堺町  
二丁目丸一オ一製粉機  
スピ一動力耕耘機

農報社營業部

同宮川町  
出張所廣瀬式菜打機  
スピ一動力耕耘機

小早川商会

同越殿町  
鳥取市吉方一区吉田式穀摺機  
スピ一穀摺機

山根農機店

同八橋町徳万

丸宮動脱  
久保田動力耕耘機

大正農工具株式会社

米子市愛宕町四六

腕金貸水田中耕除草機

田口機械店

同灘町一丁目八〇

板藤井(兵)動脱  
板ケイオ野動脱

阿島農具製作所

同道笑町二丁目

阿島式精麦機  
スピ一精麥機

谷川物産商

同博労町一丁目

阿島式溝浚器  
スピ一溝浚器

角田愛二郎

西伯郡御来屋町

深見犁  
日の丸繩毛羽取器

米澤商會

同日野町八

高北光翠  
高北水田中耕除草機

角田愛二郎

西伯郡御来屋町

高北光翠  
高北水田中耕除草機

山松野三踏日

同三野精崎

中踏日(正)進本  
ミスミ精麥機

下嶋泰造

同所子村大字唐王  
三七〇六

河内高北翠

米原農具店

日野郡根雨町根雨  
東伯郡倉吉町明治

園田繩ない機

農業協同組合連合会

東伯郡三二ノ一

河内高北翠

木山崎和田

同和田和興水  
噴霧器

大牛シカ

新サ大振腕  
クタ興ベ岡

河内高北翠

植丸柴大牛シカ

金新サ大振腕  
マサハラタ

河内高北翠

河島溝浚器

河島同

河内高北翠

畑

和ト井ト和興水  
除草機

河内高北翠

同

河内高北翠

河内高北翠

ノケ井ヤスサ三

木瑞東古井ノケ板サ前藤小丸藤イカ柏振サカシイ河杉有初

カワハガバヘ

カワハガバヘ

人脱

人脱

人脱

人脱

人脱

東伯郡

内伯

00200

00201

安鹿野唐箕  
三德方石  
北陸益田澤田仲伸十條  
國文新宮田報仲十國文新宮田報  
日本國文新宮田報仲十國文新宮田報  
神庄中田明興田所國由式  
繩打機  
ない機

鳥取縣購買農業協同組合連合会

鈴木  
静岡  
淺越  
製造機  
羽取器  
製族器  
三葉切機  
田中  
吉永  
報國  
山カ  
クシ  
ンリ  
ウ

河谷日ヤス	板廣三ヤ マビ	(イ)	磯深河振興	高ヤマ タマ	竹田中央	中門三野丸	佐門中半	前佐中三北
島川工サ	野瀬菱サ		野見島	北繁ラウ	瓦斯	製粉機	田竹野田	甲竹野谷陸
碎土器	動力耕耘機		梨	生機	瓦斯	精米機	田竹野田	甲竹野谷陸

全縣內

藤 インカ龍藤小丸文富國仲北久  
 井 明田益田陸保  
 井 ラタベ虎新池宮  
 動 脫  
 藥 打 機  
 德 唐 箕  
 安岩瑞東野ケ井ヤス三  
 三(鹿)野オ  
 田光試田ノ  
 開紹摺機  
 古見  
 中國燃瓦斯發生機  
 内竹

00202

日野郡購買農業協同組合連合会

前田動脱サクオトヤンマ

株式会社伊藤農機店

農報社營業本店支店鳥取市行徳

同井開式同古見サトウ

前田機械製作所

同スビー野田式

同

氏名	営業所	取扱品目	区域
鳥取縣購買農業協同組合連合会	本所 日野郡根雨町大字 支所 米子市東町	鳥取市東品 全品目	日野郡内
東伯郡購買農業協同組合連合会	東伯郡倉吉町明治 町一〇三二ノ一	全品目	東伯郡内
西島德治	本店 日野郡浜村町勝見 支店 大工町 米子市吳服町	農果用噴霧機用ゴム ホース	小早川商会 東伯郡倉吉町越殿 同 吉田式
佐々木商会	氣高郡浜村町勝見 同	糊摺用ゴムローラー式 ヤンヨー式	同
田口機械店	米子市灘町一丁目 同	同	角田愛一郎 西伯郡御來屋町八 同
馬場農機商	鳥取市行徳 同	國光クイオ一式	米澤商会 米子市日野町八 同
同 福榮村	同	龍虎式	日野郡購買農業協同組合連合会 日野郡根雨町根雨 三七七ノ一 同 全品目

会員	記	（其の一）	（其の二）
鳥取縣告示第五百五十三号	左記取扱者において行旅死亡人を取扱つた旨関係縣民生活費需給調整規則第二十三條第二項の規定によつて届出た卸壳登録申請者の住所及び氏名を次のように公表する。	部長から通知があつたから心当りの向は直接當該取扱者照会するよう貴管下一般へ周知方取扱われたい。	昭和二十三年十一月五日
住 所	鳥取縣知事 西 尾 愛 治 米子市角盤町四丁目三番地 星光商事株式会社米子事務所	一、取扱者 富山縣新川郡飯野村長 一、本籍地 不詳 一、住所地 不詳 一、氏 名 不詳	一、取扱者 富山縣新川郡飯野村長 一、性別、年齢 男子、六十五、六才位 一、相貌、特徵 頭髮白毛交り鬚は特に白毛多し 一、着衣所持品 白ズボン下同様シヤツ所持品なし 一、その他 下新川郡飯野村板尾地先黒郡川々原
鳥取市二階町二丁目二番地	鳥取縣燃料卸売商業協同組合	身長五尺三寸余り	において溺死体となつて発見せられたもの。
米子市角盤町二丁目六番地	鳥取縣新炭卸売株式会社		
鳥取市東品治町一九番ノ五地	鳥取縣購買農業協同組合		

00203

00203

00204

一、本籍地  
西村ヘル

一、住所地  
自称九州  
一、性別年齡  
女子六十六才

一、相貌特徵  
身長四尺八寸位、顔面長、頭髮半白、  
言語不明瞭其の他特徵なし

一、着衣所持品  
細い立縞單衣、茄子紺色裏地半巾トラ  
シク一、コート(黒)一、石鹼入(水  
色)一、浴衣(横縞)一、手拭一、皮  
製袋一、自縫緬風呂敷一、名刺(西村  
ヘル記名)一

一、其の他  
昭和二十三年六月二十四日午前十一時  
大津市警察署より引渡を受け精神病者  
と認め滋賀縣甲賀郡水口腦病院に收容  
加療中九月三十日午前五時三十分死亡、  
身元不明につき同日甲賀郡水口町に於  
て仮埋葬す。

(其の三)

一、取扱者 福井縣敦賀郡愛発村長  
一、本籍及住所 不詳  
一、性別年齡 男子、五十五才位  
一、本籍地 福井縣敦賀郡愛発村長  
一、取扱者 福井縣福島市長  
一、本籍住所 不詳  
一、性別年齡 男子六十才位

(其の四)

一、取扱者 福島縣福島市長  
一、本籍住所 不詳  
一、性別年齡 男子六十才位  
一、着衣所持品 國防色上衣、ズボン、シャツ各一、  
毛布(小)一、アルミ食器二、ブリ  
キ罐二、木綿變下カバン一、煙草入れ一、甘  
ロス製下カバン一、煙草入れ一、甘  
諸、たばこ、南瓜、そら豆、糸、マ  
ツチ各若干、現金一三四五錢、

点三八糸七三〇米の鉄橋上を通行中米原起  
福井行九五五五号列車にひかる、時に昭和  
二十三年九月二十五日午後一時二十四分

00205

一、相貌特徵

身長五尺二寸位、頭髮五分刈、中肉、  
前頭禿、首より上部切断粉碎されたる

ため判別困難

一、其の他 瓦斯格子縞の魚底袖に黒サージの襟をかけ  
た上着、白木綿のシャツ二枚、サージのズ  
ボン、國防色戰斗帽、黑色鼻緒の雜木下駄、  
本年九月二十日發行東京民報新聞を包みた  
る風呂敷を腰に結びつけあり、國防色羅紗  
の手縫財布に現金八十錢在中する。

(其の六)

一、着衣所持品

軍衣袴、白木綿ズロース、黒皮短靴、  
黒皮の財布に現金二十円在中

一、其の他 右は昭和二十三年十月一日午前三時五十一

分頃平市字福宣町四四番地内に於て常盤線  
上り列車により轢死体となつて発見、檢視  
の上市内鎌内町共同墓地に仮埋葬する。

(其の七)

一、取扱者 福井縣東浦村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齡 男子七十才位

一、相貌特徵 身長五尺七寸位、頭髮白毛、鼻高、眉  
毛太く白毛交、やせ型、右足小指平た  
く太し

検視の結果同日御山共同墓地に仮埋葬する。

(其の五)

一、取扱者 福島縣平市長

一、性別年齡 男子二十七、八才位  
一、本籍住所氏名 不詳  
一、相貌特徵 身長五尺一、二寸位、顔面長、頭髮丸刈

00206

一、本籍住所氏名 不詳  
一、性別年齢 女子二十五、六才位  
一、相貌特徵 身長一、五九厘米、筋骨發育良好、丸顎

淺黒く、頭髮バトマント、上門歯四

本ブチナ義歯

一、着衣所持品 縞模様の鼠色セル地の背廣とスカート。

青從縫のある白木綿シミーズ及びズロ

ース内色絹ストッキング、丸十型クロ

ーム側C.Y.M製の腕時計(バンド赤革)

山型の下にT.S.Pの文字入りのバツチ

(山形縣体育指導連盟)

一、其の他 右は昭和二十三年七月三十日午後零時三十

分頃雨羽橋下流百米の地位最上川北岸に漂

着せるものにして死体は市管火葬場内に仮

埋葬す。

(其の八)

一、取扱者 山形縣西田川郡西郷村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 不詳

一、相貌特徵 身長五尺五寸、面長で頬こけ頭髮角刈、

眉間に深きしわ(三本)あり、栄養不良

一、着衣所持品 半袖の夏シャツ、ネヅミ色平長ズボン、

金一円、ネヅミ色風呂敷一枚、安全剃

刀一組、黒色ロイド眼鏡一個

一、其の他 右は昭和二十三年八月十五日午前十時頃西

田川郡西郷村大字下井川の鉄道線路東南三

〇米の松内に於て縊死しありたるを発見同

地に仮埋葬す。

(其の九)

一、取扱者 山形縣最上郡新庄町長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子四十五、六才

一、相貌特徵 身長五尺四、五寸位、ヤセ型、頭髮丸刈その他特徴なし

一、着衣所持品 白色シャツ、國防色ズボン、ゴム短靴、

現金三十五円入墓口

00207

一、其の他 右は八月二十八日午後四時頃新庄町駅南方  
約一キロ(奥羽本線)の地点に於て縊死す。

(其の一〇)

一、取扱者 山形縣最上郡小國村長

一、本籍住所氏名 仙台市小國原町東通四八(自称)

会社事務員大山三郎(自称)

一、性別年齢 男子、二十六才(自称)

一、相貌特徵 身長五尺六寸、頭髮長く長顎、色白く

やせ型にして鼻高い、左あご下に約一

寸のキヅ痕あり、右薬指一節は内側に、

屈接、強度の近視鏡を行い、言語は仙

台人又は福岡人ならんと女中は言つて

いる。

一、着衣所持品 編製シモ降り背廣に赤革短靴、藤色風

呂敷一枚(角にキクチと刺繡もあり)

に白色編製アンダーシャツ一枚、白色風

絹地開襟シャツ一枚、絹護謨引雨外套を

を包んでいる。

一、其の他 福島縣信夫郡土湯温泉屋旅館に投宿中発病

して、入院中同室者の言では戰時中横

浜に居住し憲兵大尉で戰犯關係にして住所

(其の一)

も明かにしていない様子である。

一、取扱者 福島縣伊達郡伊達崎村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子六十才位

一、相貌特徴 身長五尺二寸位、頭髮白髮混り、下顎門歯に金冠一本あり

一、着衣所持品 青細綿縫ワイシャツ、白平袖シャツ

一、カーキ色袴一、黒パンツ一、現金所持せず

一、其の他 右は昭和二十三年八月十六日伊達郡伊達崎

村字古返り地先まで溺死体発見、検視の上高原共同墓地に仮埋葬す。

(其の一三)

一、取扱者 伊達郡伊達町長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子三十五、六才位

一、相貌特徴 身長五尺四、五寸、右下奥歯合金一本、

左下奥歯金冠一枚合金一枚  
白ワイシャツ一枚、霜降リセル長ズボン一枚、革バンド白パンツ七枚、所持金三円四十錢

一、其の他 昭和二十三年八月十九日伊達郡伊達町字一

本松地内に溺死体となつて漂着するを発見、

検視の上同町金秀寺に仮埋葬す。

(其の一四)

一、取扱者 佐賀縣藤津郡多良村長

一、性別年齢 男子四十才或五十才位

一、相貌特徴

一、着衣所持品 和服(木綿様の縮三縞)襦袢は麻の布

綿、金紗兵兒帶、麦藁カンノ帽、水筒(サツク入)鰐蓋口(現金三三〇円

一錢在中)扇子親骨なし、草履(表は墨様のもの裏はゴム)遺書(寫の通り)

一、其の他 右は昭和二十三年八月十五日午後三時頃佐

00203

賀縣藤津郡多良村多良大川内部落多良川上

流北岸榎木の枝に縊死、腐爛の程度により

死後五日一六日経過していると思考する。

遺書の寫

一筆書き残しますお山をけがしてすみません。私は戦争の犠牲者で遠くの者です。どうかこの辺に埋め

て下さい。お騒がせしてすみません、穴掘り代にもた

りませんが少しだけあります。取つて下さい。近衛

一、性別年齢 男子二十七、八才位

一、相貌特徴 女子二十四、五才位

男身長五尺四寸位、長髪、鼻高、顔長

其の他特徴なし

女身長五尺一寸位、頭髪バーマ、丸顔

其の他特徴なし

一、着衣所持品 男女カツターシャツ一、黒色ズボン一、

軍用靴下一、茶色眼鏡赤靴各一

女絹黄色水玉模様ワンピース一、白ズボース一、黒色ハンドバック一、茶色

赤模様手提袋、化粧箱(中に色々)、シジ色鼻緒付草履一、現金七十四円二十六銭

一、其の他 右は昭和二十三年八月二十六日午前三十分

大津市尾花川町(スポーツパラダイス)南

方湖岸より十五米突冲に男女二体の溺死体

を発見、検視の上同市三井寺山内共同墓地

に仮埋葬す。

河の流れと人の身はあちけないうきかな

(其の一五)

一、取扱者 滋賀縣大津市長

一、本籍住所氏名 不詳

## (其の一六)

一、取扱者 滋賀縣大津市長  
一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 女子六十五、六才位  
一、相貌特徵 身長五尺二寸位、頭部白髮混交丸顔、

口控縫義齒、下顎に二個の金冠あり、  
稍肥溝型、兩手共に合掌のまゝ強直す

一、着衣所持品 和裝、木綿縮縫浴衣一、伊達夏帶(長  
さ三尺)一、白ハシカチ一、白木綿腰

卷細紐一、腰巻兩端上部に「望月」と  
墨書きあり

一、其の他 右は昭和二十三年八月二十日午後三時頃石

山南郷町洗堰上流約百米突湖岸二米突の箇  
所に死後十二時間を経過するを発見、檢視  
の上石小南郷町山口墓地に仮埋葬す。

(其の一七)  
一、取扱者 青森縣青森市長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子五十才位  
一、相貌特徵 身長五尺四寸、面長にして頭髮丸刈、

一、着衣所持品 手提鞄一、在中品白開襟シャツ一、白  
色淺黒

## (其の一八)

一、取扱者 青森縣青森市長  
一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子五十才位  
一、相貌特徵 身長五尺四寸、面長にして頭髮丸刈、

一、着衣所持品 手提鞄一、在中品白開襟シャツ一、白  
色淺黒  
身せるものに投身する。身元不明につき  
青森市榮町共同墓地に仮埋葬す。

一、性別年齢 男子三十二、三才位  
一、相貌特徵 身長一、五七七米、胸圍〇、八五〇米、  
頭髮丸刈、強狀なる体格にして門歛  
(上)二本に金の義齒、土類に数本の  
サンプラチナの義齒あり

一、着衣所持品 白開襟シャツ一、紺セル縫ズボン一、  
下駄ばき、現金四十円、健康手帳一

一、其の他 右は昭和二十三年八月十六日午後五時頃青  
森縣青森駅構内岸壁(第二)(母と共に投

一、其の他 右は昭和二十三年八月二十日午後三時頃石  
山南郷町洗堰上流約百米突湖岸二米突の箇  
所に死後十二時間を経過するを発見、檢視  
の上石小南郷町山口墓地に仮埋葬す。

(其の一九)  
一、取扱者 青森縣上北郡十和田村長

一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 女子二十四才位  
一、相貌特徵 身長一米五五釐、下顎右に金冠二ヶ

一、着衣所持品 手提袋一、白ソリ一揃、シミーズ二、赤空色子  
リ紙五枚、化粧品若干

一、着衣所持品 手提袋一、白ソリ一揃、シミーズ二、赤空色子  
リ紙五枚、化粧品若干

ズボン一、歯磨楊子一、靴下一、鳥翼  
一を所持し身に猿股一枚を身にまとう  
一、其の他 右は昭和二十三年八月十八日午後七時三十  
分頃青森市新浜町青森築港工事事務所裏海  
岸に於て前記手提鞄に右を結めこれを右の  
手首に結付け投げ込むものにして身元不明  
につき同市榮町共同墓地に仮埋葬す。

## (其の一九)

一、取扱者 青森縣上北郡十和田村長  
一、本籍住所氏名 不詳

一、性別年齢 男子二十八才位  
一、相貌特徵 顔面腐爛状態にある爲不明なるも長髪

一、着衣所持品 黒背廣、國防色半ズボン(黒色をおび  
ている)襷下(白ウツミ)青靴下、赤  
皮短靴、白パンツ、編チック付白シャツ  
(鍵付)ナイフ爪切各一、赤皮名刺入

一、着衣所持品 半ズボン桃色の花模様に(Cambria)  
に桃色の風呂敷、樂器手プロウースン  
ツ(黒味をおびている)國防色カバン

一、着衣所持品 手提袋一、白ソリ一揃、シミーズ二、赤空色子  
リ紙五枚、化粧品若干

一、其の他 右は昭和二十三年八月九日午前十時頃部落

	兒童により發見され、檢視の上死体発見場所に仮埋葬す。
(其の二二)	
一、取扱者	岐阜縣賀茂郡八百津町長
二、本籍住所氏名	不詳
三、性別年齢	男子二十二才位
四、相貌特徴	身長五尺二寸、頭長髮、面長
五、着衣所持品	白木綿ジャツ、白カツターニ、千人針 (腹巻) 下駄、黒色ホームスパンズボ ン、革製ハンドを着し、ベンチ一個、 懸闇袋(河合文夫の記名あり) ハンカ
六、紫色袋	弁当箱(空) 一、箸
七、チヤック付國防色袋	セヌン円
八、新聞東海夕刊、國際新聞七月二十日發行、現金九三円を所持す。	
九、取扱者	岐阜縣賀茂郡八百津町長
十、本籍住所氏名	不詳
十一、性別年齢	男子六十才位
十二、相貌特徴	支綿着物、鼠色毛糸シャツ、腹巻、メリヤス股引、黒足袋、草履を穿つ、所持品なし
十三、着衣所持品	支綿着物、鼠色毛糸シャツ、腹巻、メリヤス股引、黒足袋、草履を穿つ、所持品なし
十四、其の他	昭和二十一年四月二十日午後四時頃津市半田地内半田橋際河中で溺死し檢視の上同日仮埋葬する。
十五、正誤	正誤
十六、記	記
十七、鳥取縣競馬條例鳥取縣規則第六十九號鳥取縣地競馬實施規程及び鳥取縣地方競馬登録規程正誤表	昭和二十三年十月一日鳥取縣條例第六十五號鳥取縣競馬 條例鳥取縣規則第六十九號鳥取縣地競馬實施規程及び鳥取縣地方競馬登錄規程正誤表

00214

00215

同	同	同	同	十七	無料入場者	無料入場内
一六	上	三	出走すべき	出馬すべき	で醉	で醉
同	下	一	控券は一年以上と れを	控券はこれを	控券はこれを	控券はこれを
同	同	五	当該競走	当該競馬	當該競馬	當該競馬
一七	上	三	連勝式競馬投票法	連勝式競馬投票券法	連勝式競馬投票券法	連勝式競馬投票券法
同	同	六	勝馬投票券発売所	勝馬投票券発売所	勝馬投票券発売所	勝馬投票券発売所
同	同	十二	令第十六條	第十六條	第十六條	第十六條
同	同	十三	競馬場	競走場	競走場	競走場
同	同	十五	競馬	競馬	競馬	競馬
一八	上	二	公示	公告	第八條	第八條
同	同	九	規程	規程	規程	規程
一九	同	三	(削除)	規程案	規程案	規程案
同	同	九	認める	認めた	認めた	認めた
同	下	十七	停止	禁止	禁止	禁止
時間到達差		時間着差				
到達差には第一着		到達差には第一着				
馬		馬				
様式第七		8 センチメートル		センチメートル		

同	下	十二	でい懈	△主
六	上	三	出走すべき	出馬すべき
同	下	一	控券は一年以上これ	控券はこれを
同	同	五	当該競走	当該競馬
七	上	三	連勝式競馬投票法	連勝式勝馬投票祭法
同	同	六	勝馬投票券發売所	勝馬投票券發賣所
同	同	八	同	同
同	同	十二	令第十六條	第十六條
同	同	十三	競馬場	競走場
同	同	九	法第八條	第八條
同	下	十五	競馬	競走
同	同	二	公示	公告
同	同	三	(削除)	規程
同	同	九	規則	規程
同	同	十	規程	規程案
同	同	十一	認める	認めた
同	同	十二	認める	禁止
同	下	十七	停止	△主
同	上	九	該當した又はして、該當したとき	の
同	同	十	該當した又はして、該當したとき	の
同	同	十一	該當した又はして、該當したとき	の
同	同	十二	該當した又はして、該當したとき	の
同	同	十三	えろく	えろく
同	同	十四	短経最少限	短経最限
同	同	十五	トル	トル
同	同	十六	九セントメートル	四、五セントメートル
同	同	十七	九	四、五
同	同	十八	九センチメートル	九同
同	同	十九	九	九
同	同	二十	登録組合名	登録何々名
同	第三項	二八	規則	規程
同	第五第一項	同	他の組合	他の何々
同	成績欄	一	他	(空欄)

時間到達差

昭和二十二年十月十二日鳥取縣告示第五百六十六号の美濃  
地区農業調整委員会の区域中「古市」とあるを「古市一  
区」に富榮地区農業調整委員会の区域中「品法」とある  
を「品治」に正誤する  
富榮地区農業調整委員会の区域中「品治」の上に「新品  
治」を加える。

富榮地区農業調整委員会の区域中「品治」の上に「新品治」を加える。